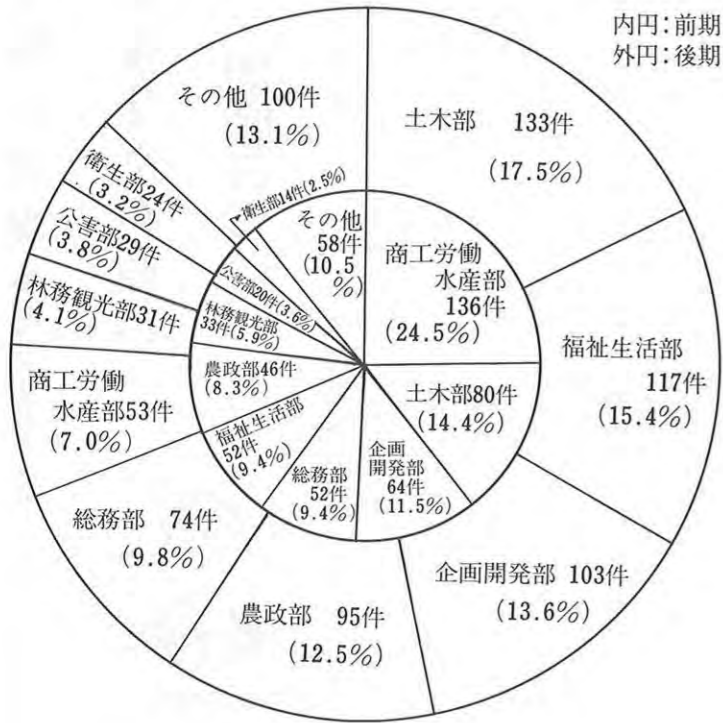
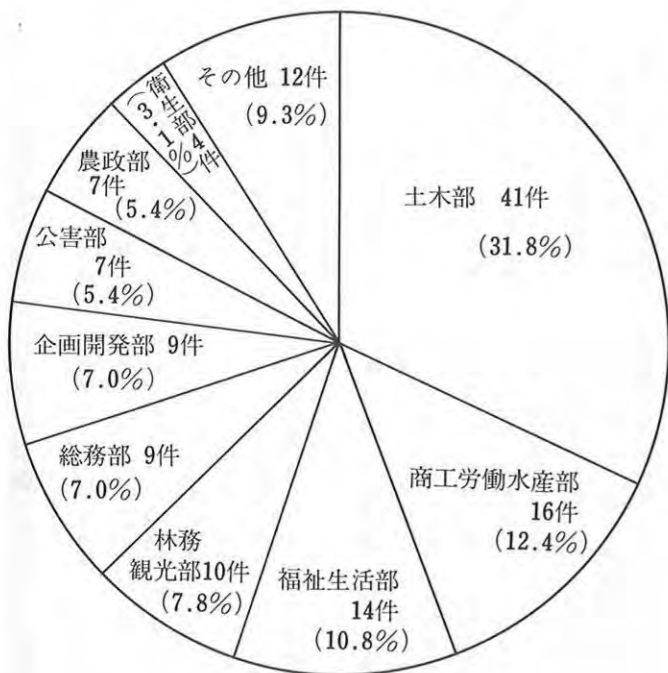


昭和52年度 こだま通信部別提言等一覧表



内円：前期  
外円：後期

昭和52年度 部別陳情等一覧表



その他の一般公聴事業

めるとともに、県政参加の足がかりとすることを目的として、昭和四十六年度から実施しているものです。  
昭和五十二年度は二十五台のバスを運行し、県内三十八の施設を巡回しました。が、約千人が参加されました。  
参加者から、「大変よかった」「参加して有意義であった」などの感想が寄せられ好評を得ました。

(広報外事課)

県政バス(施設公聴)の運行

県政バスの運行は、県民一般を対象として、県の施設などを見学してもらおうことにより、県政に対する一層の理解を深

その他の公聴事業として、百二十九件の陳情等があったほか、二十四件の県民相談も受けております。  
以上、昭和五十二年の公聴事業の概要を述べましたが、これらの公聴事業が県行政推進のうえでの潤滑油となり、政策↓実施↓住民↓公聴↓政策…の歯車がスムーズにまわるための役割の一端を果たしたと思っております。

# 県民総参加の県政

## 昭和52年度の公聴事業から

昭和三十年を起点にした高度経済成長に終りをつけた日本経済は、今、歴史的な転換の時代を迎えています。このような日本経済の変化を背景に地方行政においても重大な転機がおとずれており、限られた条件のなかで、どのようにして住民福祉の推進を図るかは極めて重要な課題となっています。

県では、従来から、人間尊重、生活優先の基本理念のもとに広く県民との対話につとめ、県民総参加の県政をモットーに県政を進めています。より豊かな住民福祉の向上をめざすにあたり、県民の皆さんが何を考え、行政に何を求めているかを適確に把握し、効率的な県政の推進にあたることは、現在、最も大切なことであると考えられます。

### 県政モニター制度の設置

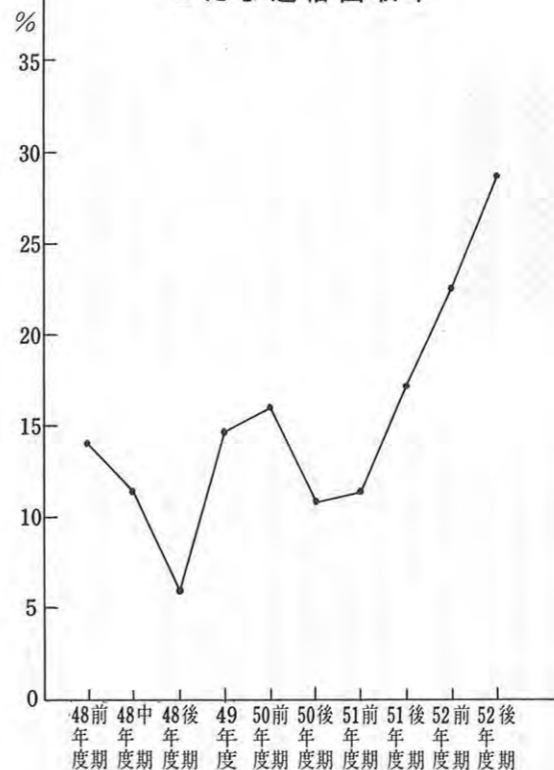
昭和五十二年度は次のような公聴事業を実施しました。

県政モニター制度は、県政モニターの方々に県政に対する意見・要望などを積極的に述べてもらい、それを行政に反映させることによって県政の発展に役立てるため、昭和四十四年度から実施している事業です。

県政モニターは各市町村長の推選によって二百人を選定し、①緊急度の高い課題を設問する課題通信によって年四回意見を聞くとともに、②各モニターから随時通信による五十三件の意見提言をいただきました。

そのほか、県政モニターに直接県政についての説明を行うとともに県行政についてのナマの声を聞くため全体会議や県事務所単位のプロット会議も実施しまし

こだま通信回収率



た。  
県民のニーズが多様化していくなかで、県民の意向に沿った行政を行うための貴重な役割を果しています。

こだま通信の実施  
こだま通信は、県民を対象に「あなたの声を県政へ」の呼びかけを行い、県政参加の機会と自治意識の高揚を図るとともに、県政に対する県民の意向を集約し、行政推進のための資料として活用するため、昭和四十八年から実施しているものです。

全市町村の選挙人名簿から八千人を抽出し、二回に分けて、これらの人々にアンケート調査のほか、県民のナマの声を聞くために自由提言欄も設け多数の建設的な意見を受けています。